

ペダルの踏み間違い急発進等を抑制する

秩父市

# 後付け安全運転 支援装置設置費補助金



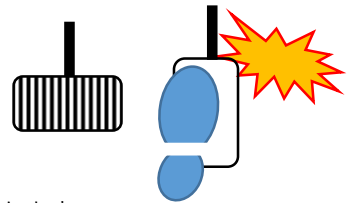
※令和6年4月1日以降に取り付けたものが対象です。

## 補助対象者

※下記①～④をすべて満たす個人の方です。

- ①市内に住所を有し、※設置日現在で満65歳以上の方
- ②非営利かつ自ら使用する自動車に令和6年4月1日以降に安全装置を設置した方
- ③有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ④市税を滞納していない方

※申請時及び交付決定時に住民登録のある方。交付決定(振込み)までに1箇月程度かかります。



## 補助対象の安全装置

使用している自動車に後付けで設置する装置で、ペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する次のいずれかのもの(これ以外の装置はご相談ください。)

安全装置の種類	商品(設置販売事業者)の例
①自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置	・踏み間違い加速抑制システム (トヨタ正規ディーラー) ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ダイハツ正規ディーラー)
②車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に開度を電氣的に抑制する装置	・ペダルの見張り番Ⅱ (オートボックス) ・S-DRIVE 誤発進防止システム2 (イエローハットほか販売店)

※補助対象となる安全装置は、既販車に対して後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い急発進等抑制装置とし、当該装置の製造販売元等の取扱事業者が認めている販売・取付店舗において、購入・設置したものとす。※詳細は、市役所の市民生活課にお問い合わせいただくか、国土交通省のホームページでご確認ください。

## 補助対象の自動車

※下記①～②をすべて満たす車両です。

- ①普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車(事業用は対象外)
- ②自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄に申請者の氏名が記載されていること

## 補助金額

設置費総額(本体+部品+工賃の総額(消費税込み))の1/2(1,000円未満切り捨て)以内の額とし、上限25,000円で補助対象者1人につき自動車1台1回までとする。※予算が無くなり次第受付を終了します。

申請先・お問い合わせ先

秩父市役所 市民生活課(本庁舎2階) 電話:0494-26-1133(直通)

## 補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全装置の取扱い販売店で設置(設置可能か確認 → 安全装置注文 → 設置完了)

※すべての車両に設置できるものではないため、使用している自動車に設置できるかどうかを必ず事前に正規ディーラー又は設置販売事業者で確認いただく必要があります。

(2) 申請書(補助金交付申請書兼請求書)を市民生活課へ提出

※申請書は、市民生活課、各支所の窓口または秩父市のホームページからもダウンロードできます。

申請に必要なもの

- ①補助金交付申請書兼請求書
- ②振込先通帳のコピー
- ③自動車検査証(使用者欄が申請者本人)の写し
- ④有効期限内の自動車運転免許証の写し(両面)
- ⑤設置販売事業者が発行する安全装置の名称、設置費、内訳、設置日などが確認できる書類の写し(※請求書不可)
- ⑥購入・設置費用の支払いが完了したことを証する書類の写し

※代理人が申請する場合は、上記書類等に加え、任意様式の委任状、窓口に来る方の身分証明書(原本)が必要です。

※提出書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

(3) 通知書(補助金交付決定通知書)が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4) 補助金が指定口座に振り込まれます。

(注意)補助金を受けた安全装置は、原則1年以上使用してください。

ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許返納をご検討ください。

～ 運転に不安を感じている方は、運転免許証の自主返納をご検討ください ～

◆運転免許証の自主返納とは

有効期限内の運転免許証を保有している方が、居住地を管轄する公安委員会(各警察署、運転免許試験場等)に、ご自身の申し出により運転免許証の取消しをする制度です。

☆ 秩父市では、運転免許証を自主返納した方に 6,000 円分の公共交通利用券を交付しています。是非ご利用ください。